

Ⅱ 障害者総合支援法の概要

1. 今までの改正のポイント

●利用者負担の見直し

- ・ 応能負担の原則を明確化、利用者負担限度額の考え方が障がい福祉サービスと補装具の利用者負担の合算となり、負担の軽減が図られました。

●障がい者の範囲の見直し

- ・ 障がいの範囲に発達障がい及び 130 の指定された難病が追加され、障害者手帳がなくても福祉サービス等の利用が可能になりました。
なお、難病については、平成 27 年 1 月より 130 から 151 に指定拡大されました。

●地域における自立した生活のための支援の充実

- ・ グループホームを利用する低所得者対象に居住費用の助成（限度 1 万円）が図られました。
- ・ 視覚障がい者対象に移動に必要な情報を提供するとともに、移動等の支援を行う「同行援護」が創設されました。

●相談支援の充実

- ・ 基幹相談支援センターの設置等相談支援体制の強化が図られました。
- ・ 長期入院者等の地域移行支援や地域定着支援の個別給付化が図られたほか、計画相談、障がい児相談の充実強化が図られ、サービスを利用する障がい者全員に相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成することになりました。

●障がい児支援の強化

- ・ 障がい児の支援が障害者自立支援法の児童デイサービスから児童福祉法の児童発達支援や放課後等デイサービス等の「障がい児通所支援」に改正されました。

●実施主体が道から市町村に

- ・ 重症心身障がい者等の療養介護サービスの実施主体が道から市町村に変更になりました。

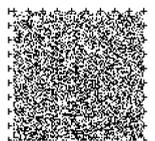
2. 平成 26 年度の改正内容

●重度訪問介護の対象拡大

- ・ 重度訪問介護の対象に「知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するもの」が新たに追加され、サービスを利用できる対象者の拡大が図られました。

●共同生活介護の共同生活援助（グループホーム）への一元化

- ・ 障がい者の高齢化、重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、ケアホームがグループホームに一元化が図られました。



(介護サービス包括型・外部サービス利用型に分かれています。)

●**地域移行支援の対象拡大**

- 地域生活への移行のため支援を必要とする対象者は、これまで障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者でしたが、新たに保護施設や矯正施設に入所している障がい者も支援対象となりました。

●**障害程度区分から障害支援区分への見直し**

- 障害者総合支援法における「障害程度区分」について、障がい者等の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に改正されました。

